



東京海上日動 マリンニュース

メキシコ湾・原油流出事故の影響 ーアメリカ連邦議会での海事法案の審議ー

要旨

メキシコ湾で本年4月20日に起きた、石油掘削装置、**ディープウォーター・ホライゾン(Deepwater Horizon)**の爆発・沈没事故は史上最悪の原油流出事故になりました。

油の流出場所が水深1,500メートルの深海であったことから原油を封じ込める作業は難航しましたが、7月15日にキャップをかぶせて、漏れは止まり、その後、9月19日に最終的に封鎖作業が完了しました。

この事故を契機として、アメリカ連邦議会では石油業界、海運業界にとって厳しい新たな立法を求める動きが広がっています。本事故の現状と議会での審議の動向についてまとめてみました。

1. ディープウォーター・ホライゾンの油濁事故

(1) 油の流出

この事故では作業員、11人が死亡するとともに大量の油が流出しました。流出量について、8月4日にアメリカ政府は、科学者チームによる調査の結果として、次の通り発表しました。

「今回の事故で流出した原油は490万バレル（約7億8千万リットル）に及んだものとみられる。流出油の25%が焼却、化学剤散布、すくい取りなどにより除去され、25%が自然蒸発（または分解）され、また24%が湾内に拡散したと推定される。すなわち、全量の74%が回収・自然分解されたことになり、残り（26%）が陸地、海面付近などに残留しているが、これらは今後分解していくものとみられる。」

アメリカで過去、最も大きな油濁事故は1989年にアラスカで起きた原油タンカー、エクソン・バルデイズの座礁事故でした。この事故では本船のカーゴタンクが破損し、25万バレル（約4,090万リットル）の原油が流出しました。今回の油の流出量（上記）はこれの約20倍にあたり、史上最悪の油濁事故となりました。

(2) 補償の問題

1990年アメリカ油濁法（OPA90）では、洋上石油掘削装置については、責任当事者の責任制限金額は、「第三者賠償については7,500万米ドル（約64億円、@85円換算、以下同様）、ただし油濁除去費用については責任制限の対象外。」と規定されています。

今回の事故ではオペレーターのBP社は上記の責任制限額を援用しないこととし、被害者に対する補償を目的として200億ドル（約1.7兆円）の補償基金を設けることに合意し、8月には30億ドルが払い込まれました。

2. アメリカ連邦議会での動き

この事故の影響により、現在、アメリカ連邦議会では当事者の民事責任を厳しくする方向で多くの海事法案が提案されています。この中で海運業界にも影響を及ぼすとみられる法案をご紹介します。

(1) 下院

- **法案**（「陸上、エネルギー、水中資源統一法」法案（H.R. 3534））
 - OPA90 の沖合施設についての責任制限金額（7,500 万米ドル）を撤廃して、無制限とする。
 - 大統領は、OPA90 の責任制限金額（船舶その他）について、本法発効後3年以内に、かつその後3年毎に、見直しを行うこととする。

⇒本法案は7月末に下院を通過しました。今後、上院に送付される予定です。

(2) 上院

- **法案**（「クリーンエネルギー・雇用及び石油会社責任法」法案（S 3663））
 - OPA90 を改正し、沖合施設についての責任制限金額（7,500 万米ドル）を撤廃して、無制限とする。
 - 海事の不法行為に関する民事訴訟において、裁判所は当該訴訟での金銭賠償金の金額を考慮せずに、**懲罰賠償金**の金額を決定することができる。
（注）懲罰賠償金（懲罰的損害賠償金）とは、主に不法行為訴訟で加害行為の悪性が高い場合に、通常の損害賠償金の他に認められる損害賠償をいいます。前述のエクソン・バルデーズの座礁・油濁事故では、エクソン社に対する懲罰賠償金についての訴訟で連邦最高裁は「懲罰賠償金の損害賠償金に対する比率は1:1が妥当である」という判決を下しました（2008年）。
 - 「船主責任制限法」(Limitation of Shipowners' Liability Act)を改正して、制限金額を現行の金額（「(航海終了時の)船舶の価額および運送賃」）の3倍の金額とする。また、賃金の請求に関しては、制限額なし、とする。
 - 「公海上の死亡に関する法律」(Death on the High Seas Act : 公海上での不法行為による死亡に関する損害賠償について規定する法。)を改正して、現行で認められている逸失利益以外に、非金銭的損害（慰謝料など）も認めることとする。

⇒本法案は上院で9月以降、審議される予定です。

(3) 今後の動き

上院での法案審議が終了後に、上院と下院の両院協議会が開催され、さらに修正法案が作成されることになると見られます。

また、これら2法案の他にも多数の法案が審議されていますので、今後の立法の成行きが注目されます。